

上郷ネオポリス建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条及びこれに基づく横浜市建築協定条例(昭和31年6月横浜市条例第17号)第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域(以下「協定区域」という。)内における建築物の用途、形態、敷地及び位置に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定めるところによる。

(協定の締結)

第3条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(以下「土地の所有者」という。)の全員の合意によって締結する。

(建築協定区域)

第4条 この協定の目的となる土地の区域は野七里一丁目1607~1の他別添建築協定区域図のとおりとする。

(建築物に関する基準)

第5条 協定区域内建築物の用途、形態、敷地及び位置は、次の各号に定める基準によらなければならぬ。

- (1) 用途は、一戸建住宅(但し玄関は2以下、外階段を設ける場合は、その構造、位置について隣接地の承認を得ること)、又は医院併用住宅(獣医院は除く)とする。
- (2) 敷地の地盤面(大和ハウス工業株式会社の造成時の地盤面)は変更しないものとする。
- (3) 建築物の高さは円海山風致地区の規定による。
- (4) 建築物の道路及び隣地からの後退距離は円海山風致地区の規定による。
- (5) 建築物の敷地に対する建蔽率、容積率は建築基準法の規定による。
- (6) 敷地の細分割はできないものとする。

(運営委員会)

第6条 この協定の運営に関する事項を処理するため、上郷ネオポリス建築協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員若干人をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第7条 委員会に、委員長、副委員長及び会計を各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長及び会計は委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を總理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときは、副委員長がその事務を代理する。

- 5 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。

- 6 委員長の任期が満了したとき、又は委員長が欠けたときは、新たに委員長になった者が、速やかにその旨を横浜市長に報告するものとする。但し、再任されたときは、こり限りでない。

(委任)

第8条 前2条定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会が定める。

(違反者に対する措置)

第9条 委員長は、この協定に違反した者(以下「違反者」という。)があったときは、違反者に対し、委員会の決定に基づき文書をもって相当の猶予期間を付して、是正のための必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 違反者は、前項の請求があったときは、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第10条 委員長は、違反者が前条第1項の請求に従わないときは、委員会の決定に基づき、その強制履行又は違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求することができる。

- 2 前項の訴訟手続に要する費用等は、違反者の負担とする。

(土地の所有等の届出)

第11条 土地の所有者等は、所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

(協定の変更)

第12条 土地の所有者等は、協定区域、建築物に関する基準、有効期間又は違反者に対する措置を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第13条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(効力の継承)

第14条 この協定は、認可公告のあった日以後において土地の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告あった日から10年間とする。但し、期間満了6ヶ月前に協定者の過半数による期間満了に伴う協定廃止の同意がない場合には、この協定は自動的に5年間更新されるものとし、以後この例による。(又、この協定の有効期間内にした行為に対する第9条及び第10条の適用については、なお、従前の例による。)

附 則

(効力の発生)

1 この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。

(適用の除外)

2 この協定の認可公告のあった日前に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物(以下「既存建築物」という。)については、この協定の規定は適用しない。但し、この協定の認可公告のあった日以後に、当該既存建築物を増築し、改築し又は移転する場合は、当該増築し、改築し又は移転する部分については、この協定の規定を適用する。

上郷ネオポリス建築協定の締結に同意します。

平成10年 月 日

所有土地の表示(登記上の地番)

横浜市栄区 丁目

宅地面積 _____ 平方メートル

横浜市栄区 丁目

宅地面積 _____ 平方メートル

横浜市栄区 丁目

宅地面積 _____ 平方メートル

合 計 平方メートル

土地の所有者等(住居表示)

住所 _____

氏名 _____ 印

共有者住所 氏名

住所 _____

氏名 _____ 印

住所 _____

氏名 _____ 印